

第三者調査チームによる「大阪市政における違法行為等に関する調査報告」に対する大阪市の対応等について（概要版）

1 ヤミ便宜供与

2 実質的ヤミ専従

3 勤務時間内組合活動

- ・ 「労使関係に関する条例」の制定（8月1日施行）
- ・ 庁舎利用の適正化、組合等に対する便宜供与の廃止
- ・ 「大交会館」にかかる地代改定

4 違法・不適切な政治活動

- ・ 「政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例」の制定（8月1日施行）
- ・ 「職員の政治的行為の制限に関する条例」の制定（8月1日施行）

5 人事介入

- ・ 「労使関係に関する条例」の制定（8月1日施行）
- ・ 「要望等記録制度」の改正（4月1日）

6 規制に違反する疑いのある随意契約

- ・ 適正化に向けた調査・取組
- ・ 交通広告協同組合が行ってきた業務は、公募を行い、H25より委託

7 区役所と地域団体の不透明な関係

- ・ 大阪市民共済生活協同組合・大阪市コミュニティ協会との関係、地域団体の名簿管理等の適正化の取組

8 頻発する不祥事

- ・ 大阪市服務規律刷新プロジェクトチームの設置（3月21日）
- ・ 総務局監察部及び公正職務審査委員会の体制強化
- ・ 「大阪市職員基本条例」の制定（6月1日施行）